REPORT

信用保証レポート
Vol.84
令和元年11月号

◆掲載内容◆

・令和元年台風第19号に伴う災害に関する特別相談窓口について
・保証申込関係書類の見直しについて
・平成31年度実績に基づく金融機関表彰の取り扱いについて
・2019“よい仕事おこし”フェアに出展しました
・女性起業家フォーラムを開催しました
・事務担当者変更のお知らせ
・代位弁済Q&A
・業務概況、各区分別保証状況（令和元年9月末）
・『起業家向け無料相談』窓口について
・事務所のご案内

表紙【東扇島東公園】
（川崎市川崎区）

川崎市信用保証協会
Credit Guarantee Corporation of Kawasaki-Shi

川崎市信用保証協会は、KAWASAKI Frontale を応援しています
©川崎フロンターレ

令和元年台風第19号に伴う災害に関する特別相談窓口について

この度の台風第１９号により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。
当協会では台風第１９号により被害を受けた中小企業、小規模事業者の皆さまに対し、「令和元年台風第19号に伴う災害に関する特別相談窓口」を設置し、資金繰りや経営に関する相談を受け付けております。

【お問い合わせ先】
川崎区、幸区、中原区のお客様
企業支援部企業支援課
044-211-0501
高津区、宮前区、多摩区、麻生区のお客様
企業支援部北支所企業支援課
044-850-0055

保証申込関係書類の見直しについて

利便性を高める取組みとして、金融機関アンケートなどでご要望がありました各種書式の見直し等を行い、令和元年10月1日保証申込受付分から次のとおり変更いたしました。

【新たに定めた様式】
・『保証申込書類チェックリスト』
保証申込時における必要書類のチェックリストを作成しました。本チェックリストを活用していただき添付書類の確認をお願いいたします。また保証申込の際は本チェックリストの添付をお願いします。

・『川崎市信用保証協会提出　許認可等一覧』
保証申込時に許認可証等の写しの提出が必要な業種をリスト化しましたので、保証申込の際にご活用ください。

【変更した様式】
・『借換（肩代わり）確認書、念書』
他行保証分借換（肩代り）の際に提出をお願いしていた相手方金融機関の『借換同意書』を廃止し、申込人及び金融機関連名の『借換（肩代わり）確認書、念書』に変更し、利便性の向上を図りました。

・『許認可等取得に関する誓約書』
根拠法の記載欄など内容を一部変更しました。保証申込までに許認可証等の写しが提出困難な場合にご利用ください。

・『保証申込事前相談票』
『保証料率区分の照会』と『保証申込に関する相談』を一本化しました。具体的な保証利用相談の際は、必要項目について具体的にご記入下さるようお願いしたします。

※様式につきましては、当協会ホームページの金融機関専用ページから、ダウンロードしてご利用ください。

【お問い合わせ先】
企業支援部企業支援課
044-211-0501
企業支援部北支所企業支援課
044-850-0055

◆平成３１年度実績に基づく金融機関表彰の取り扱いについて◆

表彰店舗の選定	対象期間内に、表彰部門毎に定める対象保証制度等の利用(保証承諾)件数上位３店舗とします。ただし、利用(保証承諾)件数が同数の場合は、承諾金額順とします。
対象期間	平成31年4月1日　～　令和2年3月31日
表彰部門と対象とする保証制度等	(1)創業支援部門
	創業支援部門とは、『創業関連保証制度』、『創業等関連保証制度』及び『川崎市中小企業融資制度創業支援資金のうちアーリーステージ対応資金（女性・若者・シニア企業家支援資金を含む。）』とする。
	(2)連携・協調部門
	連携・協調部門とは、『協調型融資保証制度』、『コラボｍｉｎｉ保証制度』、『中小企業成長発展支援保証制度』、『発展サポートｍｉｎｉ保証制度』及び『短期継続保証制度』とする。
	(3)経営者保証ＧＬ推進部門
	経営者保証ＧＬ推進部門とは、『財務要件型無保証人保証制度』及び『「金融機関連携型」又は「担保充足型」で経営者保証を不要とした保証』とする。
	(4)経営改善支援部門
	経営改善支援部門とは、『経営力強化保証制度』、『事業再生計画実施関連保証制度』、『借換保証制度のうち条件変更改善型借換保証』、『川崎市中小企業融資制度経営安定資金のうち経営力強化支援資金』、『川崎市中小企業融資制度経営安定資金のうち条件変更改善型借換資金』及び『求償権消滅保証制度』とする。
	(5)小規模事業者支援部門
	小規模事業者支援部門とは、『小口零細企業保証制度』、『川崎市中小企業融資制度小規模事業資金』及び『川崎市中小企業融資制度小口零細対応小規模事業資金』とする。
	(6)設備強化支援部門
	設備強化支援部門とは、資金使途が『設備』又は『運転・設備』の保証とする。
	(7)事業承継支援部門
	事業承継支援部門とは、『事業承継保証制度』、『経営承継関連保証制度』、『特定経営承継関連保証制度』、『経営承継準備関連保証制度』、『特定経営承継準備関連保証制度』及び『自主廃業支援保証制度』とする。

２０１９“よい仕事おこし”フェアに出展しました

令和元年10月7日、8日の２日間にわたり、東京国際フォーラムで「“よい仕事おこし”フェア」実行委員会主催の、「２０１９“よい仕事おこし”フェア」が開催されました。今回は信用金庫による地方創生をテーマに、日本全国から229の信用金庫が協賛し、約450企業がブース出展しました。

当日は、商談のほか、「被災地復興支援」や「地域連携」、「地方創生」に関連したステージイベントや観光ＰＲ、パネル展示等も行われました。

当協会は、パンフレットの配布や各種信用保証制度の案内を行いました。

女性起業家フォーラムを開催しました

令和元年９月２７日（金）に川崎市男女共同参画センターで、川崎市内で創業準備中及び創業して間もない女性を対象とした「女性起業家フォーラム」を開催しました。

このフォーラムは川崎信用金庫、日本政策金融公庫川崎支店、川崎市男女共同参画センター（すくらむ２１）及び当協会が主催しています。

当日はＳｈｉｋａｍａ．ｎｅｔ代表の志鎌真奈美氏を講師として招き「ビジネスで使うＳＮＳの効果的な活用法」についてご講演いただき、当協会は創業支援メニューについて紹介しました。参加者からは「ＳＮＳ活用についての重要性が分かり、参考になった。」等の感想をいただきました。

企業支援課事務分担の変更について

企業支援部企業支援課　TEL　044-211-0501　FAX　044-222-2080	
川崎区の事業者	主査　向井　祐太 本田　拓也
幸区の事業者	係長　山口　裕新
中原区の事業者	安居院　健

代位弁済事務に関するQ＆A

Q．債務者、保証人の預金を相殺する際は、どのような優先順位となるのでしょうか。
A．相殺適状にある預金は、まず金融機関のプロパー債権と相殺することが認められています。
相殺後に残余の預金があれば保証付債権と相殺します。
その他、僚店や保証債務等に関する取扱いについては次の表のとおりです。
なお、当座預金等いかなる性質の預金であっても、期限の利益喪失から代位弁済まで原則として支払停止又は相殺します。ただし、当該預金について支払停止若しくは相殺出来ない事由が生じた場合又は相殺を代位弁済前に行う場合は個別にご相談ください。

１．僚店相殺の取扱い

	A支店	僚店のB支店(預金あり)	預金相殺の優先関係	
			プロパー	協会保証付
1	プロパー （保証会社保証付を含む）	協会保証付		○
2	協会保証付	プロパー （保証会社保証付を含む）	○	
3	協会保証付 プロパー （保証会社保証付を除く（注））		○	

（注）　保証会社保証付の場合は、協会保証付と按分充当。

２．主債務と保証債務が併存する場合における預金相殺の取扱い

	主債務	保証債務	預金相殺の優先関係	
			プロパー	協会保証付
1	プロパー （保証会社保証付を含む）	協会保証付	○	
2	協会保証付	プロパー （保証会社保証付を含む）		○

（注）　プロパー債権と協会保証付債権が僚店の関係にある場合は、「１．僚店相殺の取扱い」が優先します。

３．預金相殺の取扱い（その他）

	場　　面	預金相殺の優先関係	
		プロパー	協会保証付
1	プロパー債権（保証会社保証付を除く）が他の担保等により保全されていることが明らかな場合（保証協会が代位弁済することにより当該担保の移転を受けることができる場合を除く）		○
2	信用保証協会付債権が他の担保等により保全されていることが明らかな場合	○	
3	プロパー債権（保証会社保証付を除く）が商業手形の支払人口債権である場合		○
4	保証会社保証付債権が併存する場合	按分充当	
5	期限の利益喪失後に振込や入金があった場合	按分充当	

（注）　プロパー債権と協会保証付債権が僚店の関係にある場合は、「１．僚店相殺の取扱い」が優先します。

（留意事項）

1	保証条件となっていない預金については、プロパー債権に優先充当することを原則とします。
2	プロパー債権及び協会保証付債権ともに相殺適状にあることが前提となります。
3	保証条件としている保証人の預金についても、債務者の預金と同様に取り扱う必要があります。
4	組合転貸資金の借入れについては、金融機関からの直接借入れとみなして、上記の取扱いとします。
5	保証会社等利害関係を有する第三者が存在し、上記の取扱いとすることが困難である場合は、個別にご相談ください。

【資料】　業務概況　（令和元年９月）

単位：千円、％

	当月中			年度累計		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
保証承諾	294	3,569,040	108.1	1,317	16,183,402	88.0
保証債務残高	－	－	－	12,646	120,053,560	93.0
代位弁済	21	218,586	243.4	94	973,439	110.7
回収	－	10,446	18.9	－	208,373	89.2

【保証承諾】

保証承諾は1,317件（94.5%）、16,183,402千円（88.0%）で、件数、金額ともに前年を下回りました。

・金融機関別
　地方銀行（100.1%）以外は前年を下回りました。
・業種別
　製造業（105.3%）、小売業（103.4%）は前年を上回りましたが、それ以外の業種は前年を下回りました。
・制度別
　川崎市制度の創業（104.1%）以外は協会制度、市制度ともに前年を下回りました。

【保証債務残高】

保証債務残高は12,646件（93.0%）、120,053,560千円（93.0%）で、件数、金額ともに前年を下回りました。

【代位弁済】

代位弁済は94件（98.9%）、973,439千円（110.7%）で、前年に比べ件数は下回りましたが、金額は上回りました。

各区分別保証状況　（令和元年９月）

１．金融機関群別保証承諾状況

単位：千円、％

	前年度月末			当年度月末		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
都市銀行	79	2,089,400	81.1	59	1,368,861	65.5
地方銀行	76	1,133,634	81.6	63	1,134,262	100.1
信託銀行	0	0	―	0	0	－
第二地銀加盟行	64	1,222,700	110.6	48	819,800	67.0
信用金庫	1,167	13,776,215	88.1	1,142	12,752,479	92.6
信用組合	0	0	－	0	0	－
農業協同組合	0	0	－	0	0	－
商工中金	8	160,000	106.4	5	108,000	67.5
日本公庫	0	0	－	0	0	－
その他	0	0	－	0	0	－
合計	1,394	18,381,949	88.1	1,317	16,183,402	88.0

２．金融機関群別保証債務残高状況

単位：千円、％

	前年度月末			当年度月末		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
都市銀行	1,683	21,542,762	80.7	1,380	17,505,346	81.3
地方銀行	1,251	14,589,260	102.4	1,068	12,185,119	83.5
信託銀行	0	0	－	0	0	－
第二地銀加盟行	478	6,031,889	72.6	450	5,579,416	92.5
信用金庫	10,078	85,477,924	95.1	9,657	83,675,294	97.9
信用組合	0	0	－	0	0	－
農業協同組合	1	263	73.9	1	170	64.7
商工中金	111	1,431,562	81.6	90	1,108,215	77.4
日本公庫	1	3,970	88.1	0	0	－
その他	0	0	－	0	0	－
合計	13,603	129,077,631	91.6	12,646	120,053,560	93.0

3. 金融機関群別代位弁済状況

単位：千円、%

	前年度月末			当年度月末		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
都市銀行	12	123,987	80.8	17	198,489	160.1
地方銀行	7	51,839	244.1	14	131,075	252.9
信託銀行	0	0	−	0	0	−
第二地銀加盟行	3	27,906	28.9	4	42,232	151.3
信用金庫	72	674,873	138.1	56	578,767	85.8
信用組合	0	0	−	0	0	−
農業協同組合	0	0	−	0	0	−
商工中金	1	1,049	0.0	3	22,876	2180.7
日本公庫	0	0	−	0	0	−
その他	0	0	−	0	0	−
合計	95	879,653	115.8	94	973,439	110.7

4. 業種別保証承諾状況

単位：千円、%

	前年度月末			当年度月末		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
製造業	187	2,729,015	76.0	196	2,873,483	105.3
卸売業	124	2,407,200	118.5	94	1,657,400	68.9
小売業	217	2,109,234	68.0	211	2,179,990	103.4
建設業	471	6,237,650	86.4	440	5,448,850	87.4
サービス業	275	3,283,300	105.2	272	2,654,750	80.9
不動産業	70	928,350	109.6	60	725,129	78.1
その他の産業	50	687,200	73.0	44	643,800	93.7
合計	1,394	18,381,949	88.1	1,317	16,183,402	88.0

5. 業種別代位弁済状況

単位：千円、%

	前年度月末			当年度月末		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
製造業	14	84,011	176.6	18	113,427	135.0
卸売業	11	143,230	84.9	8	117,956	82.4
小売業	24	200,001	231.4	20	155,135	77.6
建設業	23	230,324	71.1	27	353,277	153.4
サービス業	15	174,108	131.8	13	136,320	78.3
不動産業	0	0	−	6	39,082	−
その他の産業	8	47,979	3888.1	2	58,243	121.4
合計	95	879,653	115.8	94	973,439	110.7

6. 制度別保証承諾状況

単位：千円、%

	前年度月末			当年度月末		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
協会制度	129	2,740,055	82.1	110	2,036,821	74.3
内、創業	7	89,400	596.0	1	4,000	4.5
川崎市制度	1,173	14,081,184	90.8	1,151	13,270,179	94.2
内、小規模資金	225	2,216,500	80.3	202	2,005,450	90.5
内、経営安定資金	253	6,760,800	79.9	218	6,116,009	90.5
内、創業	84	406,714	257.9	76	423,200	104.1
協会一般保証	92	1,560,710	77.5	56	876,402	56.2
合計	1,394	18,381,949	88.1	1,317	16,183,402	88.0

7. 制度別代位弁済状況

単位：千円、%

	前年度月末			当年度月末		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
協会制度	17	153,291	85.3	18	169,892	110.6
内、創業	1	8,913	−	3	28,293	317.4
川崎市制度	69	669,838	119.5	67	706,232	105.4
内、小規模資金	10	97,931	111.5	12	118,382	120.9
内、経営安定資金	19	329,788	153.5	18	272,250	82.6
内、創業	4	21,950	164.3	3	10,375	47.3
協会一般保証	9	56,523	287.2	9	97,315	172.2
合計	95	879,653	115.8	94	973,439	110.7

『起業家向け無料相談』窓口について

川崎市信用保証協会は、川崎市男女共同参画センター（すくらむ２１）と連携して、川崎市内で創業を希望する方のご相談に対応するための『起業家向け無料相談』窓口を設置しております。

対象	川崎市内での創業希望者
相談日	平日
相談時間	９　時　００　分　　～　　17　時　００　分 （1回　：　45分）
相談員	川崎市信用保証協会職員
相談場所	次の３箇所からお選びいただけます。 ①　川崎市信用保証協会本所 ②　川崎市信用保証協会北支所 ③　川崎市男女共同参画センター（すくらむ２１）

問合せ先
企業支援部企業支援課　　044-211-0501
企業支援部北支所企業支援課　044-850-0055

未来を拓く川崎の企業をサポートする

事務所のご案内

※本所駐車場について
当協会本所には駐車場がございません。駐車場をご利用の場合は、川崎駅東口広場公共駐車場(アゼリア駐車場)をご利用の上、担当者に駐車券をご提示ください。

※無料シャトルバス（AM10：00～）について
乗り場：溝の口駅北口バスターミナル
9番乗り場「KSP行き」
※北支所駐車場について
当協会北支所の駐車場はＫＳＰ地下駐車場をご利用の上、担当者に駐車券をご提示ください。

信用保証を利用する皆さまへ
暴力団等の反社会的勢力とは取引いたしません！

川崎市信用保証協会は、反社会的勢力に関わる企業等は信用保証の対象としておらず、反社会的勢力とは一切の関係を遮断します
※反社会的勢力とは
・暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業等
・暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
・暴力団等と密接な関係を有する者（いわゆる共生者、密接交際者）
・自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為や法的な責任を超えた不当な要求行為等を行う者

川崎市信用保証協会「信用保証レポート」
通　巻　第84号　令和元年11月1日発行（奇数月発行）
発行者　川崎市川崎区日進町1番地66
川崎市信用保証協会